

「防災基本計画の主体の明確化」の結果及び改善の方向性（案）

1. 作業概要

防災基本計画の「第2編」から「第15編」を対象に、「国」や「地方公共団体」等のように主体についての記述が明確でないものについて、既存の地域防災計画及び防災業務計画から実施主体を調査し、具体的な主体を明らかにした。

加えて、地方公共団体については、災害対策基本法を参考に、業務内容から判断して市町村が主体であるが、都道府県も従となる主体である事項など「主従」の関係を明らかにした。

2. 整理結果（参考1を参照）

（1）主体が明確でないものについては、以下の事項について、概ね明確化できた。

- ① 単に「国」を主語としているものについて、具体的な省庁名を明確化
例）医療に関する研究の推進等に関する事項について、防災業務計画を確認し、厚生労働省を主語とした 等
- ② 単に「地方公共団体」を主語としているものについて、都道府県・市町村の別を明確化
例）海上災害用の消防資機材に係る整備について、市町村が主となり、都道府県が従となることを想定している 等
- ③ 単に「公共機関」を主語としているものについて、各公共機関の業務内容から、機関名を明確化
例）救助・救急活動に必要な資機材の携行について、「活動の実施者が携行する」とあるが、具体的には独立行政法人国立病院機構等を想定している 等

※なお、例えば、住民の避難については、主たる役割は市町村が果たしつつ、都道府県は市町村の取組を支援する立場である。このため、こうした対策については、主体としては「都道府県、市町村」となりつつも、主は市町村、都道府県は従たる役割を果たすということになると考えられる。

- (2) 一方、例えば、復旧作業に当たり時期を明示すべき、といった記述など、主体を特定せず、様々な者が共通して取り組むべき対策については、主体の明確化が困難（全機関を列記することになる、個別の地域防災計画・防災業務計画で明確に確認ができない）。

<例>

第13編 危険物等災害対策 編	3 災害復旧	国、 <u>公共機関</u> 及び地方公共団体は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
-----------------------	--------	--

3. 改善の方向（案）

- 具体的な省庁名の明示、都道府県・市町村の別の明示、公共機関の具体的な機関名の明示など、主体の明確化を極力図ることとしてはどうか。
- 一方、全主体が共通して取り組むべき事項については、基本的に現行の記載のままとすることが適当と考えられる。
- 対策の実施主体として列記する際、主な者と従たる者が存在する。このため、例えば、従たる者について（）書きで記載するなど、主従関係を明確にしてはどうか。
- 主体を明確化させることにより、各主体の役割が分かりやすくなる一方、記載された主体以外の認識が薄くなる可能性。ある機関が主として行いつつも、他も幅広い関係者が協力すべき対策については、〇〇「等」とするなど、広がりを持たせるなどの工夫が必要ではないか。

<参考>

表1 主体を明確化する際のイメージ（注）

*：従となる主体

編	章以下	本文	主体
第3編 地震災害 対策編	2 災害応急対策／5 避難収容及び情報 提供活動／1 避難 誘導の実施	<u>地方公共団体</u> は、発災時 には、人命の安全を第一に地域 住民等の避難誘導を行うもの とする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
	3 災害復旧・復興 ／2 迅速な原状復 旧の進め方／1 被 災施設の復旧等	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、 地震に伴う地盤の緩みにより 土砂災害の危険性が高まって いる箇所について、二次的な 土砂災害防止の観点から、可 可能な限り土砂災害防止対策を 行うものとする。	<国> 消防庁、農水省、国 交省、気象庁 <地方公共団体> 都道府県、市町村
第4編 津波災害 対策編	1 災害予防／5 迅 速かつ円滑な災害 応急対策、災害復 旧・復興への備え ／11 災害復旧・復 興への備え／1 災 害廃棄物の発生へ の対応	<u>国</u> 、 <u>地方公共団体</u> 等は、 津波による危険の著しい区域 については、災害廃棄物の発 生を抑制するため、建築物の 耐浪化等に努めるものとし る。	<国> 消防庁、文科省、農 水省、経産省、国交 省、環境省、防衛省 <地方公共団体> 都道府県、市町村
	1 災害予防／5 迅 速かつ円滑な災害 応急対策、災害復 旧・復興への備え ／5 避難収容及び 情報提供活動関係 ／5 被災者等への 的確な情報伝達活 動関係	<u>地方公共団体</u> は、被災者等 への情報伝達手段として、特 に市町村防災行政無線等の無 線系（戸別受信機を含む。）の 整備を図るものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
第5編 風水害対 策編	1 災害予防／4 迅 速かつ円滑な災害 応急対策、災害復 旧・復興への備え ／2 情報の収集・ 連絡及び応急体制 の整備関係／1 情 報の収集・連絡体	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、 住民と連携し、土砂災害に関 する異常な自然現象を察知し た場合には、その情報を相互 に伝達する体制の整備に努め るものとする。	<国> 国交省、気象庁 <地方公共団体> 都道府県、市町村

編	章以下	本文	主体
	制の整備		
	2 災害応急対策／6 避難収容及び情報提供活動／1 避難誘導の実施	<u>地方公共団体</u> は、避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
第6編 火山災害 対策編	2 災害応急対策／1 災害発生直前の対策／3 避難勧告等の発令、住民の避難誘導、警戒区域の設定	<u>地方公共団体</u> は、避難勧告等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
	4 継続災害への対応方針／1 避難対	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設を行うものとする。	<国> 国交省 <地方公共団体> 都道府県、市町村
第7編 雪害対策 編	1 災害予防／1 雪害に強い国づくり、まちづくり／1 雪害に強い国づくり	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。	<国> 国家公安委員会・警察庁、消防庁、国交省、環境省 <地方公共団体> 都道府県、市町村
	1 災害予防／4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え／1 災害発生直前対策関係／3 災害未然防止活動	雪崩等に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、 <u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、必要に応じあらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に努めるものとする。	<国> 国家公安委員会・警察庁、消防庁、国交省 <地方公共団体> 都道府県*、市町村
第8編 海上災害 対策編	1 災害予防／7 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え／4 危険物等の大量流出	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。	<国> 農水省、国交省、海上保安庁 <地方公共団体>

編	章以下	本文	主体
	時における防除活動関係		都道府県、市町村
	1 災害予防／7 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え／2 捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係／3 消火活動関係	<u>地方公共団体</u> は，消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
第9編 航空災害 対策編	1 災害予防／2 航空機の安全な運航の確保／3 無線設備の安全性に関する技術基準等の充実	<u>国</u> は，諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ，通信技術の急速な進展を無線設備の安全性に関する技術基準等に反映させることにより，航空機運航の安全性の向上を図る。	<国> 国交省
	1 災害予防／6 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え／2 捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係／2 消火救難及び救助・救急，消火活動関係	空港管理者及び <u>地方公共団体</u> は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
第10編 鉄道災害 対策編	1 災害予防／3 鉄軌道車両の安全性の確保	<u>国</u> は，科学技術の進歩，交通環境の変化に対応して鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行うとともに，車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させるものとする。	<国> 国交省
	1 災害予防／7 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え／1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	消防庁及び <u>地方公共団体</u> は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊	<地方公共団体> 都道府県*、市町村

編	章以下	本文	主体
	関係／5 防災関係 機関相互の連携体制	を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	
第11編 道路災害 対策編	1 災害予防／2 道路施設等の整備	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、国民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。	<国> 農水省、国交省 <地方公共団体> 都道府県、市町村
	1 災害予防／6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え／1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備 関係／5 防災関係 機関相互の連携体制	消防庁及び <u>地方公共団体</u> は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
第12編 原子力災害 対策編	1 災害予防／5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え／2 避難収容及び情報提供活動関係／4 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係	<u>国</u> 、 <u>地方公共団体</u> 及び原子力事業者は、周辺住民等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。	<国> 消防庁、農水省、国交省、気象庁、原子力規制委員会 <地方公共団体> 都道府県、市町村
	1 災害予防／5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え／4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係／4 消火活動関係	<u>地方公共団体</u> は、平常時から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村

編	章以下	本文	主体
第13編 危険物等 災害対策 編	1 災害予防／1 危険物等関係施設の安全性の確保	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。	<国> 消防庁、経産省、国交省 <地方公共団体> 都道府県、市町村
	1 災害予防／4 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え／2 救助・救急，医療及び消火活動関係／3 消火活動関係	<u>地方公共団体</u> 及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
第14編 大規模な 火事災害 対策編	1 災害予防／5 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え／4 避難収容及び情報提供活動関係／4 被災者等への的確な情報伝達活動関係	<u>国</u> 等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。	<国> 内閣府、警察庁、国交省、気象庁
	1 災害予防／5 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え／2 救助・救急，医療及び消火活動関係／3 消火活動関係	<u>地方公共団体</u> は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村
第15編 林野火災 対策編	1 災害予防／1 林野火災に強い地域づくり	<u>国</u> 及び <u>地方公共団体</u> は、防火林道，防火森林の整備等を実施するものとする。	<国> 農水省、国交省 <地方公共団体> 都道府県、市町村
	1 災害予防／5 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え／2 救助・救急，医療及び消火活動関係／3 消火活動関係	<u>地方公共団体</u> は、林野火災用工作機器，可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。	<地方公共団体> 都道府県*、市町村

(注) : 本表は防災基本計画にて、主体が国・地方公共団体・指定公共機関等明確化されていないものを、防災業務計画及び地域防災計画に該当の記載がある主体を事務局において抽出したもの。